

## 仕 様 書

### 第1 委託件名

平成31年度企業系会議・報奨旅行等参加者向けギブアウェイ制作業務委託

### 第2 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年2月28日まで

### 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 第4 委託目的

企業系会議や報奨旅行等の誘致競争を優位に進めていくために、海外から東京を訪れるグループ（200人泊以上）へのサービス提供内容を充実させる。サービスの一環として、対象グループの海外参加者に提供するギブアウェイ（コットンバッグ）を制作する。

### 第5 委託内容

#### 1 コットンバッグのデザイン提案及び制作

- (a) 上記第4の目的に則したギブアウェイ（コットンバッグ）の制作、並びにデザインの提案を行うこと。
- (b) デザイン案については、複数案提示し、十分な校正回数の確保に努めること。
- (c) 本制作前にサンプルを財団担当者に提出すること。

#### <仕様>

##### (1) 制作物

コットンバッグ 計7,000個

##### (2) 規格

- ・本体サイズ:330×340×90mm 持ち手 25×560mm
- ・材質:コットン
- ・容量:12リットル
- ・色:ナチュラル
- ・厚み:8オンス
- ・名入れ:片面シルク
- ・色数:デザインに応じて色数を提案すること、但しカラーの複数色を想定。
- ・その他:包装なし、織り梱包にて納品

#### <デザイン>

- ①デザインの提案は3案までとする。
- ②東京への報奨旅行等誘致促進に結びつくよう、特別感のあるデザインとなるよう工夫すること。
- ③アジア近隣諸都市及び国内他都市が同様の目的で制作するギブアウェイ（コットンバッグ）との差別化を意識したデザインとすること。
- ④デザインは、特定の季節を想定したり、使用月が著しく限定されたりするデザインでないこと（例：桜や紅葉を全面に見せる等）
- ⑤諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。
- ⑥他のギブアウェイ（コットンバッグ）と酷似したデザインにならないよう、可能な限りの事前調査等を行うこと。
- ⑦ギブアウェイ制作の際に使用する写真及びイラスト等の素材は、原則として受託者が手配すること。素材の手配に必要な経費は全て本業務委託費用に含まれる。財団所有の写真及びイラスト等の提供は想定していない。
- ⑧最終的なデザイン等については財団と協議の上、決定するものとし修正等にも対応すること。
- ⑨作成に当たっては、サンプルを1部財団に提出し、事前確認を行うこと。

#### <データ>

デザインは以下の文字またはロゴ等を入れること。尚、ロゴデータと使用マニュアルは別途提供する。なお、最終的なデザインについては財団の協議のうえ決定すること。

ア Tokyo ブランドのアイコン (Tokyo Tokyo Old meets New 等)

## 2 納品

- |        |  |
|--------|--|
| ア 制作数  | 1種類 7,000個   |
| イ 納期   | 平成32年2月28日まで   |
| ウ 納品場所 | 財団の指定する場所  |
| エ 納品物  | 制作物  |
| オ 納品形態 | 制作物は、10個毎にまとめる等、財団が管理しやすい方法で納品すること。                      |
| カ 納品回数 | 本制作後、2回に分けて納品を想定しているが、別途案件が発生した場合にはその都度納品のリクエストにも対応すること。 |

### 第6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 第7 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて財団に帰属する。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3、4の規定は、第6により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第8 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第9 支払い方法

受託者への支払いについては、原則、全て納品後に一括で支払うものとする。但し、財団と協議の上、各回納品後の支払いも可能とする。（2回程度を想定）

## 第10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 3 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認を得ること。
- 4 この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- 5 年号の変更にあたり、現行の表記を新年号に読み替えるものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 名塚、阿部

電話 03-5579-2684

FAX 03-5579-2685